

第十六条の二 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報(第十四条第一号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

第十七条第一項中「前条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(開示決定等の期限の特例)

第十七条の二 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して三十日以内にそのすべてについて開示決定等をするこ
とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第一
項及び第四項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報の
うちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報につ
いては相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施
機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事
項を書面により通知しなければならない。

一 この条を適用する旨及びその理由

二 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十七条の三 実施機関は、開示請求に係る個人情報その他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うこと
につき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実
施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送を
した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知し
なければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関におい

て、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合に
おいて、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関
がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示の決定をしたときは、
当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移
送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。
第十八条第一項中「県」の下に「、佐賀県土地開発公社等」を、「他の地方公
共団体」の下に「、地方独立行政法人、他の土地開発公社等」を加え、「(開示
請求者が法定代理人である場合にあつては、本人)」を削り、同条第二項中「前
項」を「前二項」に、「個人情報」を「第三者に関する情報」に改め、同項を同
条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、
当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実
施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えな
ければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限り
でない。

一 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合
であつて、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ハ又は同条第三号イ
に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合
であつて、当該情報について実施機関が開示する旨の規定を定める前に、
当該個人情報が記録されている公文書が作成され、又は取得されたもので
あるとき。

三 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第十六条の二の規定に
より開示しようとするとき。

第十九条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 開示の決定を受けた者は、当該開示を受けるときは第十七条第二項の規定による通知があつた日から三十日以内に受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(法令等による開示の実施との調整)

第二十一条の二 この節の規定は、法令等(佐賀県情報公開条例を除く。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報(第十九条第二項に規定する開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。))には、当該同一の方法による個人情報の開示については、適用しない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第十九条第二項に規定する閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第二十一条の二の次に次の節名を付する。

第二節 訂正

第二十二条を次のように改める。

(訂正請求権)

第二十二條 何人も、自己の個人情報(次に掲げるものに限る。第二十五条第一項において同じ。)に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報(以下「訂正請求」という。)をすることができるときは、当該個人情報は、この限りでない。

一 第十九条第一項又は第二十条第二項の規定により開示を受けた個人情報

二 前条第一項の法令等の規定により開示を受けた個人情報

三 法令等の規定により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に個人情報の本人に交付されている場合における当該個人情報

2 第十三条第二項の規定は、訂正請求について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(訂正義務)

第二十二條の二 実施機関は、訂正請求があつた場合は、訂正について法令等に定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことについて正当な理由があるときを除き、当該個人情報の訂正をしなければならない。

第二十三條第一項第二号中「に係る」の下に「個人情報の開示を受けた日その他当該」を加える。

第二十四條第一項中「あつたときは、」の下に「速やかに」を加え、同条第二項中「決定」の下に「(以下「訂正の決定」という。))」を加え、同条第四項中「第一項の規定」を「第一項の決定(以下「訂正決定等」という。))」に改める。

第二十四條の次に次の三条を加える。

(訂正決定等の期限の特例)

第二十四條の二 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第二十四条の三 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第十七条の三第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正の決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第二十四条の四 実施機関は、訂正の決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

「**第三節** 是正の申出等」を「**第三節** 利用停止」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(利用停止請求権)

第二十五条 何人も、自己の個人情報の取扱いが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該

各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第七条第二項及び第三項の規定に違反して収集されたものであるとき、第八条第一項の規定に違反して利用されているとき、又は第十条第三項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条第一項又は第九条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(利用停止義務)

第二十五条の二 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第二十六条から第二十八条までを次のように改める。

(利用停止請求の手續)

第二十六条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない

い。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該利用停止請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 第十六条第三項の規定は、利用停止請求書に形式上の不備があると認める場合について準用する。

（利用停止請求に対する決定等）

第二十七条 実施機関は、利用停止請求書の提出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、当該利用停止請求書の提出があつた日から起算して三十日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに利用停止請求に係る個人情報の利用停止をした上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、当該利用停止の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求者に対し、当該決定の内容及び理由を書面により通

知しなければならない。

4 第十七条第四項の規定は、第一項の決定（以下「利用停止決定等」という。）について準用する。この場合において、「十五日」とあるのは「三十日」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例）

第二十八条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

「**第四節** 他の制度等との調整」を「**第四節** 他の制度等との調整等」に改める。

第二十九条 第一項中「この章」を「前章及びこの章」に改め、同条第二項中「この章」を「前章及びこの章」に改め、「県の施設」の下に「又は佐賀県土地開発公社等の施設」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この章の規定は、第一項各号に規定する個人情報を除き、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）その他の法律の規定により、同法第四章の規定が適用されない個人情報については、適用しない。

第二十九条 第四項及び第五項を削る。

第二十九条 の次に次の一条を加える。

（苦情の処理）

第二十九条 の二 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する

苦情があったときは、適切かつ迅速な処理を行わなければならない。

「第三章 不服申立て等」を「第四章 不服申立て」に改める。

第三十条中「開示請求又は訂正請求に対する決定」を「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」に、「佐賀県個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同条を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、不服申立てがあった日から起算して九十日以内に、審査会の答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。ただし、審査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りではない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に裁決又は決定を行うよう努めなければならない。

第三十一条の見出し中「旨」を「旨等」に改め、同条中「前条の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)」を「諮問実施機関」に改め、同条第二号中「(開示請求者)」を「訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者)」に改め、同条を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 諮問実施機関は、前条第二項に定める期間内に裁決又は決定を行うことができない場合は、前項各号に掲げる者に対し、当該期間内にその旨、当該期間内に裁決又は決定を行うことができない理由及び裁決又は決定を行う時期を通知しなければならない。

第三十二条中「第二項」を「第三項」に改め、同条第二号中「当該個人情報」を「当該第三者に関する情報」に改める。

第三十三条から第三十九条までを次のように改める。

第三十三条から第三十九条まで 削除

「第四章 事業者に対する施策等」を「第五章 事業者に対する施策等」に改める。

第四十一条の見出し中「出資法人」を「出資法人等」に改め、同条第一項中「基本金」を「基本金、補助金」に、「法人で」を「法人等で」に、「出資法人」を「出資法人等」に、「講ずるよう努めるものとする」を「講じなければならない」に改め、同条第二項中「出資法人」を「出資法人等」に、「指導に努めるものとする」を「指導を行わなければならない」に改める。

「第五章 雑則」を「第六章 雑則」に改める。

第四十三条の次に次の章名を付する。

第七章 罰則

第四十四条を次のように改める。

(罰則)

第四十四条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第十二条第二項の委託(公の施設の管理を行わせる場合を含む。第四十七条において同じ。)を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されている個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条の次に次の四条を加える。

第四十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十二条第二項の委託を受けた法人等（法人でない団体で代表者

又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理

又は法人等又は人の業務に関して第四十四条及び第四十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定中「監査委員」の下に「公安委員会、警察本部長」を加える部分、第六条の改正規定（第一項の改正規定を除く）、第七条第二項の改正規定、第七条第三項第五号の次に一号を加える改正規定、第八条第一項第六号の次に二号を加える改正規定及び第九条第二項の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(読替え)

2 この条例の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間の佐賀県個人情報保護条例の適用については、この条例による改正前の佐賀県個人情報保護条例第六條第二項、第七條第二項及び第九條第二項中「佐賀県個人情報保護審査会」とあるのは「審査会」と、この条例による改正後の佐賀県個人情報保護条例第十四條第二号二中「公安委員会規則で定める職にある警察職員」

とあるのは「警察職員」と読み替える。
(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参項資料

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 実施機関が取り扱う個人情報
の保護（第六条―第十二条）
- 第三章 開示、訂正及び利用停止
- 第一節 開示（第十三条―第二十一条の二）
- 第二節 訂正（第二十二条―第二十四条の四）
- 第三節 利用停止（第二十五条―第二十八条）
- 第四節 他の制度等との調整等（第二十九条・第二十九条の二）
- 第四章 不服申立て（第三十条―第三十九条）
- 第五章 事業者に対する施策等（第四十条・第四十一条）
- 第六章 雑則（第四十二条・第四十三条）
- 第七章 罰則（第四十四条―第四十八条）
- 附則

- 第一章 総則
- (目的)

改正前

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
- 第一節 個人情報の取扱い（第六条―第十二条）
- 第二節 個人情報の開示及び訂正の請求（第十三条―第二十四条）
- 第三節 是正の申出等（第二十五条―第二十八条）
- 第四節 他の制度等との調整（第二十九条）
- 第三章 不服申立て等（第三十条―第三十九条）
- 第四章 事業者に対する施策等（第四十条・第四十一条）
- 第五章 雑則（第四十二条―第四十四条）
- 附則

- 第一章 総則
- (目的)

第一条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政に対する信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社(以下「佐賀県土地開発公社等」という。)をいう。
- 三 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び土地開発公社等(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律

第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。及び事業を営む個人をいう。

第一条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政に対する信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。
- 三 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。及び事業を営む個人をいう。

第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。及び事業を営む個人をいう。

四 公文書 実施機関(議会にあっては議長。第三条、第十一条、第四十二条、第四十四条及び第四十六条を除き、以下同じ。))が作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。))並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第六節 個人情報の取扱い

第六条 実施機関は、特定の個人を検索し得る状態で個人情報(以下「個人情報取扱事務」という。))を開始しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。))に登録し、一般の閲覧に供し

四 公文書 実施機関(議会にあっては議長。第三条、第十一条及び第四十二条を除き、以下同じ。))が作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。))並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第六節 個人情報の取扱い

第六条 実施機関は、特定の個人を検索し得る状態で個人情報(以下「個人情報取扱事務」という。))を開始しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供し

四 公文書 実施機関(議会にあっては議長。第三条、第十一条及び第四十二条を除き、以下同じ。))が作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。))並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第六節 個人情報の取扱い

第六条 実施機関は、特定の個人を検索し得る状態で個人情報(以下「個人情報取扱事務」という。))を開始しようとするときは、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供し

なければならぬ。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一七 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

一 国の安全その他の国の重大な利益に関する事項を記録する公文書を使用するもの

二 犯罪の捜査又は公訴の維持のために作成し、又は取得する公文書を使用するもの

三 前二号に掲げるもののほか、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定めるもの

3 第一項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長が、第一項に掲げる事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

4 実施機関は、第一項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

第七条 略
(収集の制限)

た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一七 略

2 前項の規定は、佐賀県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務については、適用しない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

3 第一項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長が、第一項に掲げる事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

4 実施機関は、第一項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

第七条 略
(収集の制限)

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一七 略

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等から収集する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることにより本人の権

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報収集してはならない。ただし、法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は佐賀県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一七 略

六 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は実施機関以外の県機関から収集する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることにより本人の権利益を不当に

八 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより実施機関の個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は実施機関の個人情報を取り扱う事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第八条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 六 略

七 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の土地開発公社等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、利用し、又は提供することに相当な理由があるとき。

八 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外の者に提供する

害するおそれがないと認められるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、佐賀県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより実施機関の個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は実施機関の個人情報を取り扱う事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第八条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 六 略

場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、佐賀県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(オンライン結合による提供)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

(オンライン結合による提供)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は佐賀県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

一 法令等に定めがあるとき。

二 公安委員会又は警察本部長が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の目的のために提供するとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(適正管理)

第十条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとき。

(適正管理)

第十条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとき。

(適正管理)

第十条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとき。

しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

3 略

(委託に伴う措置等)

第十二条 略

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3・4 略

第三章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示義務)

第十四条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 略

二 開示請求者(前条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人を

ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

3 略

(委託に伴う措置等)

第十二条 略

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3・4 略

第二節 個人情報の開示及び訂正の請求

(開示義務)

第十四条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 略

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、開示することにより、当該個人の権利利益を害す

いう。次号及び第十八条第一項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の定めるところにより、開示請求者が知ることができる情報

ロ 慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ニ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社等、第十二条第四項

るおそれのあるもの

に規定する公の施設の管理を行う法人等及び第四十一条第一項に規定する法人等の役員及び職員をいう。である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ホ 県の機関又は佐賀県土地開発公社等(以下「県の機関等」という。)が作成した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に記録されている当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報。ただし、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)第六条第二号ホに規定する実施機関が別に定めるもの及び実施機関が佐賀県情報公開条例において開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして佐賀県情報公開条例第六条第二号ホに規定する実施機関が別に定めるものを除く。

三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人に

三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報で、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明ら

らかに不利益を与えると認められるもの及び実施機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある著しい支障から人の財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 県の機関等との契約又は当該契約に関し作成された県の機関等の支出に係る公文書に記録されている氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあつては、その代表者の氏名

四 略

五 県の機関等と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等(以下「国等」という。)の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県の機関等と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

かに不利益を与えると認められるもの

四 略

五 県の機関と国、独立行政法人等又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

六 県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等の機関との間において行われる審議、調査、試験研究等(以下「審議等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

七 県の機関等又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等(以下「検査等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

八 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社等に係る事業に関する情報で、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの

九 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれのある情報

六 県又は国等の事務事業について県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間において行われる審議、調査、試験研究等、以下「審議等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

七 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験等(以下「検査等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

八 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

九 未成年者又は成年被後見人の法定

十 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(裁量的開示)

第十六条の二 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報(第十四条第一号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(開示請求に対する決定等)

第十七条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書の提出があった日から起算して十五日以内に次の各号のいずれかの決定をしなければならない。ただし、第十六条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

一 三 略

二 五 略

(開示決定等の期限の特例)

第十七条の二 開示請求に係る個人情報 が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して三十日以内にそ

代理人による開示請求に係る情報で、開示することにより、本人の権利利益を害するおそれのあるもの

(開示請求に対する決定等)

第十七条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書の提出があった日から起算して十五日以内に次の各号のいずれかの決定をしなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

一 三 略

二 五 略

のすべてについて開示決定等をするこ
とにより事務の遂行に著しい支障が生
ずるおそれがある場合には、前条第一
項及び第四項の規定にかかわらず、実
施機関は、開示請求に係る個人情報
のうちの部分につき当該期間内に
開示決定等をし、残りの個人情報につ
いては相当の期間内に開示決定等をし
れば足りる。この場合において、実施
機関は、同条第一項に規定する期間内
に、開示請求者に対し、次に掲げる事
項を書面により通知しなければならな
い。

一 この条を適用する旨及びその理由
二 残りの個人情報について開示決定
等をする期限

(事案の移送)

第十七条の三 実施機関は、開示請求に
係る個人情報^イが他の実施機関から提供
されたものであるとき、その他の実
施機関において開示決定等をするこ
につき正当な理由があるときは、当該
他の実施機関と協議の上、当該他の実
施機関に対し、事案を移送すること
ができる。この場合においては、移送を
した実施機関は、開示請求者に対し、
事案を移送した旨を書面により通知し
なければならない。

2 前項の規定により事案が移送された
ときは、移送を受けた実施機関におい
て、当該開示請求についての開示決定
等をしなければならない。この場合に
おいて、移送をした実施機関が移送前
にした行為は、移送を受けた実施機関
がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた
実施機関が開示の決定をしたときは、
当該実施機関は、開示の実施をしなけ
ればならない。この場合において、移
送をした実施機関は、当該開示の実施
に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の
付与等)

第十八条 開示請求に係る個人情報に
県、佐賀県土地開発公社等、国、独立
行政法人等、他の地方公共団体、地方
独立行政法人、他の土地開発公社等及
び開示請求者以外のもの(以下この条、
第三十一条及び第三十二条において
「第三者」という。)に関する情報が記
録されているときは、実施機関は、開
示決定等をするに当たって、当該情報
に係る第三者に対し、開示請求に係る
個人情報^イが記録された公文書の表示そ
の他実施機関が定める事項を通知し
て、意見書を提出する機会を与えるこ
とができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに
該当するときは、開示の決定に先立ち、
当該第三者に対し、開示請求に係る当
該第三者に関する情報の内容その他実
施機関が定める事項を書面により通知
して、意見書を提出する機会を与えな
ければならない。ただし、当該第三者
の所在が判明しない場合は、この限り
でない。

一 第三者に関する情報が記録されて
いる個人情報を開示しようとする場
合であつて、当該第三者に関する情

(第三者に対する意見書提出の機会の
付与等)

第十八条 開示請求に係る個人情報に
県、国、独立行政法人等、他の地方公
共団体及び開示請求者(開示請求者が
法定代理人である場合にあつては、本
人)以外のもの(以下この条、第三十
一条及び第三十二条において「第三者」
という。)に関する情報が記録されてい
るときは、実施機関は、開示決定等
をするに当たって、当該情報に係る第
三者に対し、開示請求に係る個人情報が
記録された公文書の表示その他実施機
関が定める事項を通知して、意見書を
提出する機会を与えることができる。